

035-6900-1030-14

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税 16）

TAC税理士講座

初学者のための

税法理論暗記セミナー

— CONTENTS —

- 1 はじめに…1
- 2 受験理論に必要なもの…2
- 3 なぜ“暗記”なのか…4
- 4 ルーティーンに暗記する…6
- 5 繰り返しの重要性…15
- 6 合格答案は見た目が大切…16
- 7 おわりに…17
- 付録 学習計画表

1 はじめに

会計科目から税法科目に進めると、いよいよ“税の専門家”の勉強に入ることができて、なんだか少し嬉しくなるものです。ところが、目の前に立ちはだかる大きな壁が「理論学習」。問われたことに答える、という点では財務諸表論のそれと変わらないものの、学習方法はがらりと変わり、理論集の暗記、という作業が始まります。今のこのご時世に、と思うものの、覚えられないことには合格できません。さて、困った。。。

税法では、租税法定主義に基づき、理論の解答を条文に求めることとなり、結果的に条文を覚えることで解答の可能性が広がり、また同じ文章であれば速く書ければ書けるほど、計算問題に充てる時間が増えるので、合格がより近づいてきます。理論を覚えることが合格への近道、となるわけです。

本セミナーでは、そのような、初めての税法理論学習に取り組む皆さんを応援する、ビタミン剤のような講座です。暗記に対する抵抗感、苦手意識を克服すべく、どのようにすれば理論暗記がスムーズにできるようになるのか、その方法についてご紹介します。

2 受験理論に必要なもの

税法の理論問題は、「税法における取扱い」について出題されます。出題のされ方は様々で、単純な個別問題のほか、複数の規定を列挙する応用問題や、事例に対する取扱いを解答する事例問題などがありますが、いずれにおいても、与えられた問いに対し、法令の根拠を基にその取扱いを解答することが要求されます。

まずは敵を知る！ということで、第 65 回本試験を除いてみましょう。（以下 第 65 回税理士試験問題より一部抜粋）

1 個別問題 覚えた理論がそのまま解答となるもの

《法人税法》

問 1 (1) 法人税法における使用人兼務役員の意義を簡潔に述べなさい。

《相続税法》

問 2 (1) 「教育資金の非課税」について、その概要を説明しなさい。

《消費税法》

問 1 次の各問いに答えなさい。

(1) 「課税資産の譲渡等」と「課税仕入れ」について、それぞれの意義を述べなさい。

(以下 中略)

(2) 非課税となる国内取引のうち、税の性格から課税対象とすることになじまないものを簡潔に述べなさい。

(以下 略)

2 応用問題 複数の理論を組み合わせたもの

《所得税法》

問 2 給与所得に係る所得税法上の取扱いについて説明しなさい。

(注) 給与所得控除額の計算方法については、説明を要しない。

《相続税法》

問 1 相続税の期限内申告書を提出するまでに被相続人の遺産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合において、相続税の申告書の作成に当たって注意しなければならない相続税に関する規定を説明し、併せて、相続税の申告書の提出期限までに分割されていなかった遺産が、その後、分割された場合の相続税（附帯税を除く。）の課税上の取扱い及び申告等の特則規定の手続きを説明しなさい（税務署長のとるべき手続関係についての記載は要しない。）

なお、租税特別措置法に規定する特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例、相続税の納税猶予及び免除に関する規定についての記載は要しない。

3 事例問題 法令の根拠を基に、与えられた事例に対して解答するもの

《所得税法》

問1 あなたは、居住者Aから、「今後、不動産貸付により収入を得ようと考えている。当面は事業と証するに至らない規模での貸付けとなる見込みだが、行く行くは貸付規模を拡充し、事業として不動産貸付を行う予定である。事業と称するに至らない業務から生ずる所得の場合と事業から生ずる所得とでは、不動産所得の所得金額を算出する上でなんらかの相違があるのか。」という質問を受けた。

あなたは、これに対してどう答えるべきか、所得税における両者の相違点を説明しなさい。

《消費税法》

問2 次の(1)～(3)の各問について、選択欄から正解を1つ選んで、その理由を述べなさい。また、消費税の計算に当たり注意すべき点があればそれについても述べなさい。（中略）

(3) 当社は、国外から家具を輸入して国内で販売しています。当社は、輸入先国には事務所は設けていないのですが、輸入品の代金決済のために、輸入先国の銀行（日本国内に支店はない。）に預金口座を開設し、外貨預金を持っています。

この外貨預金から生ずる利息に係る取引について、消費税法令の適用関係はどのようにになりますか。

《選択欄》

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

《法人税法》

問1 (2) ㈱甲（以下「甲社」という。）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度（以下「当期」という。）における株主構成及び給与の支給状況は次の【資料】のとおりである。

次の①及び②のそれぞれについて、法的理由を示した上で簡潔に答えなさい。

なお、②について複数の処理案が考えられる場合には、必要な前提を補った上で、甲社に有利となる処理案について解答すること。

① 甲社の取締役B、C及びDは、法人税法上の使用人兼務役員となることができるか。

（注）解答欄には、使用人兼務役員となることができると考えられる場合には○と、使用人兼務役員となることができないと考える場合には×と記載すること。

② 甲社が支給する取締役B、C及びDに対する給与に係る損金不算入額はいくらか（損金不算入額が生じない場合は、0円と記載すること。）。

氏名又は名称	役職等及び甲社との関係等	所有株式数
A	代表取締役	3,000株
B	取締役営業部長	700株
C	取締役工場長	600株
D	取締役（非常勤）	400株
E	甲社の元従業員	300株
甲社	—	2,000株
㈱乙	発行済株式の60%をAが所有する同族会社	500株
㈱丙	甲社の取引先（非同族会社）	2,500株
合 計		10,000株

（注）Eは単なる名義人として所有しているものであり、実際の権利者はCである。

3 なぜ“暗記”なのか

税法の理論学習では、「条文を一字一句正確に暗記すること」、つまり理論集の丸暗記が必要とされています。

ところで、理論集の丸暗記は本当に必要か？という質問もよく受けます。本当に必要なのでしょうか？

次の消費税法の問題を見てみましょう。

-
- 問題 (1) 消費税法第4条第1項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。
- (2) 消費税法第2条第1項第8号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。
- ただし、規定中のカッコ書きについては解答不要とする。
-

- 解答1 (1) 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。
- (2) 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

- 解答2 国内取引の課税の対象は、次の4要件のすべてに該当するものである。
- ① 国内において行うものであること
 - ② 事業者が事業として行うものであること
 - ③ 対価を得て行うものであること
 - ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

解答1も、解答2も、上記の問いに対する解答として、内容としてはいずれも網羅しています。

しかし、解答1がたった2行でその内容を網羅していることに対して、解答2では、いくつか問題点があります。

① (1)と(2)の解答がそれぞれどこを指しているのかわからない

② (1)の解答及び(2)の問題における重要なキーワード、「資産の譲渡等」の定義がどこを指しているのかわからない。

つまり、内容は網羅していても、解答2では問われたことに対し的確に解答できていない、ということになります。

したがって、解答1がたった2行で満点をとれるのに対し、解答2では解答量が多い割に満点答案ではない、ということになります。

〈TAC〉無断複写・複製を禁じます（税 16）

「条文どおり解答する」ということは、実は最もコンパクトに、必要かつ十分な解答ができる方法なのです。はじめこそ、言葉遣い、文章の言い回しが少し堅苦しく感じられると思いますが、条文が発する大切なメッセージが込められているのです。だから、条文（理論集）を暗記することは、理解の集大成であり、合格への近道となるのです。

ちなみに、次の文章を比べてみましょう。

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

国内で事業者が行った資産の譲渡等には消費税を課する。

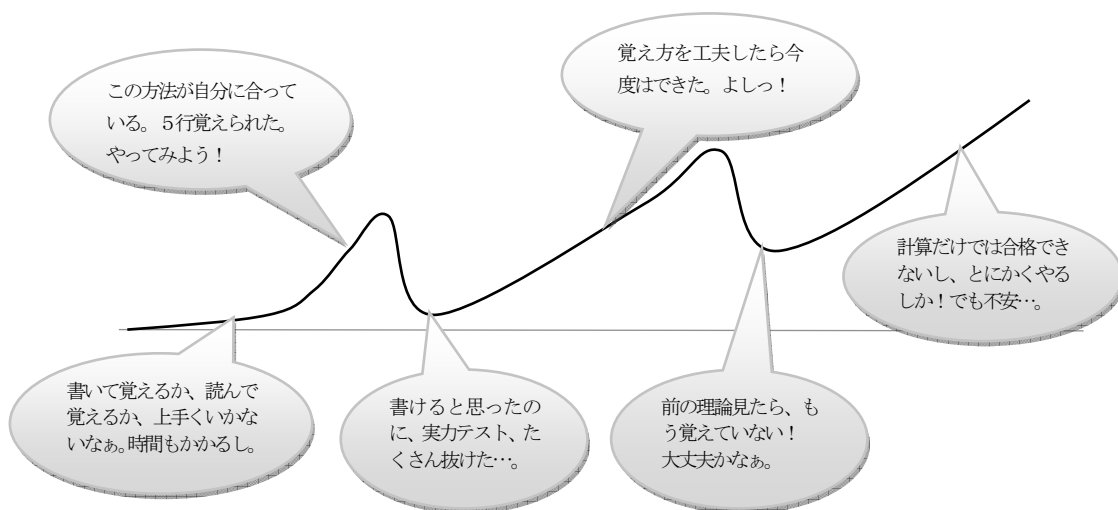
いずれもキーワードが押さえられていて、きちんと解答できています。一字一句といっても、言葉端しの表現や、句読点などまで一字一句でないといけない、ということではありませんので、あまり神経質に考えすぎないようにしましょう。

4 ルーティーンに暗記する

丸暗記するのが合格への近道、というのはわかっているけど、実際には次のような理由から達成感を得にくく、理論暗記に対して苦手意識をもってしまいがちです。

- (1) とにかくなかなか覚えられない。1ページ覚えるのにやたらと時間かかる。
- (2) どこまで理論集どおりに解答すればよいのか、間違えたらどのくらい点数に影響するのかわからず不安。
- (3) 覚えてもすぐに忘れてしまうので達成感がない。本試験までに書けるようになるのか不安。

皆さんの心の葛藤、次のようではありませんか？



そう、理論暗記は思いのほか時間がかかる上に、すぐに忘れてしまうため不安ばかりが先行します。でもこれは、はじめての税法科目では皆さん同じです。実際に多くの受験生をみていると、最初の科目には大変な苦勞をしています、2科目目、3科目目になると苦勞するものの、覚えるペースは上がっているように思われます。なぜなら、どうしたら自分は覚えられるのか、「自分の暗記」を知っているからです。まずはこの「自分の暗記」を身に着けるための環境づくり、「暗記のルーティーン」を考えていきましょう！

その1 暗記のための環境づくり

1 いつ覚えるかを決める

理論暗記を行う際には、「暗記できる場所、時間、方法」を見つけることが必要となります。これは自身の生活リズムや学習環境により十人十色ですから、自分に合った方法等を見い出すことが大切です。

まず、1週間の学習スケジュールの中で、理論暗記に充てる時間を探しましょう。

- (1) 起床～出勤（通学）まで
- (2) 通勤（通学）中、電車の中など
- (3) 家族を送り出した後や子供が眠ってからなど
- (4) 帰宅後～就寝まで（お風呂で覚えていた、という方もいますよ）
- (5) 普段から予定している学習時間（机上）の一部

暗記を継続するポイントは、次のとおりです。

Point 1 すき間時間、とは考えない。

上記のうち、(5)以外はいわゆる「すき間時間」と言われる時間帯です。合格体験記などを目にとると、理論暗記は電車での移動などのすき間時間を使って、という話がでてきますが、初めての理論暗記では「すき間時間で」と思ってもなかなか暗記が進まず、予定通りすまないものです。

すき間時間ではなく、貴重な「理論学習の時間帯〇分」と意識しましょう。

Point 2 机に向かう時間も組み込む

理論暗記の方法（読む、書く、聞く）によって、理論学習のために必要な時間帯や場所は変わりますが、慣れないうちは意識して机に向かい、様々な方法を試してみるとよいです。書いたり、読んだり、試行錯誤しながら学習を進めていくうちに、自分なりの方法が見つかります。

Point 3 毎日コツコツ

暗記は、1週間のうち、1日7時間を充てるよりも、1日1時間（又は30分×2回）ずつ7日間を充てる方が集中力を保ち、記憶の定着がはかれるので効果的です。

2 暗記目標を決める

もう一つ、暗記計画を立てる上で必要なことは、暗記のペースを決めることです。1題の理論を覚えるのにどのくらいの時間をかけるか、講義のテストとの兼ね合いもありますが、これを決めると1週間で理論暗記に必要な時間もだんだんつかめてきます。次の2点から、検討することが理想ですが、とにかく苦手だけれどあまり時間がない、という方は、まずは新しい理論を中心に考えましょう。

Point 1 新しい理論を覚える

理論暗記が初めてであれば、1週間～10日で1題暗記をする、ということを目指してみるとよいでしょう。コツがつかめてきたら、5日～1週間で1題、というように少しハードルを上げてみましょう。

Point 2 古い理論を見直す

後ろでも述べますが、一度覚えた理論はそのままにせず、繰り返し目を通すことが大切です。1週間のうちで小一時間でも、いわゆる「ガチ暗記」でなく眺めるだけの時間で構いませんので予定してみましょう。

3 どうやって暗記するか決める

暗記の方法は次のようなものがあります。どこで、どのように覚えるか、検討してみましょう。

- (1) 書いて覚える方法
- (2) 読んで（声に出して、あるいは頭の中で）覚える方法
- (3) 聞いて（暗記CDや、自分の声など）覚える方法

Point 複数の方法を組み合わせる

暗記方法は1つの方法に頼らず、複数の方法を組み合わせる方が効果的です。

その2 実際に暗記を行う

一口に暗記、といっても受験理論の暗記に当たってはある程度の理解を伴うことも大切です。

次のような手順で暗記を進めると効果的です。

I 内容を理解するステップ

【ステップ1】タイトル（解答の柱）をチェックする。

【ステップ2】前提・結論等の内容をチェックする。

II 暗記作業を進めるステップ

【ステップ3】条文を暗記する。

【ステップ4】暗記した理論を定着させる。

I 内容を理解するステップ

税法の理論は丸暗記、と言われますが、ただやみくもに覚えようとするのではなく、ある程度内容を理解してから、つまり、文章を文字情報ではなく、意味のある文章のつながりとして覚えようとすることで、暗記効果ははるかに高くなります。

まずは、条文に書かれている内容をつかむことから始めましょう。

【ステップ1】タイトル（解答の柱）をチェックする。

理論を暗記する際、まず、その論点の中に含まれている規定をタイトル（＝解答の柱）で確認して、その論点がどのような規定で構成されているか、をチェックします。

《具体例》 所得税法理論マスター3-10 同一生計が事業から受ける対価

I 原則的取扱い

1 事業主の取扱い

2 親族の取扱い

II 青色事業専従者給与

1 内容

2 届出書の提出

III 事業専従者控除

1 内容

2 申告要件

IV 青色事業専従者の判定

【ステップ2】前提・結論等の内容をチェックする。

次に個々の規定の内容を見ていきますが、規定の中には一文がかなり長いものもあり、頭から読んだだけでは理解しづらい場合がありますので、以下の項目をチェックし、各条文の構成を理解します。理論の構造を理解することは、理論の内容を理解することにつながります。

なお、前提の区切りや結論、キーワードや間違えやすい箇所など、暗記作業を始める前にチェックした部分は、マーカーなどで印をつけると、覚えやすくなります。

Point 1 前提（適用要件）をチェックする

通常、規定には前提がおかれていますので、それをチェックします。言い回しは規定によって多少異なることがありますが、ほとんどは以下の2パターンに分けられます。

- | | | |
|------------|---|-----------------|
| ① 前提が1つの場合 | { | イ ~の場合には |
| ② 前提が2つの場合 | | ロ ~のときは |
| | | ~の場合において、…のときは、 |

《具体例》相続税法 理論マスター2-1、2-3 生命保険金等

(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金(…)を取得した場合においては、…

(贈与により取得したものとみなす場合)

生命保険契約の保険事故(…)又は損害保険契約の保険事故(…)が発生した場合において、保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、

Point 2 結論をチェックする

理論暗記の上で、最も重要な部分です。例えば「納税義務がある」と書くべきところを「納税義務がない」と書いてしまったら意味は真逆。それまで何行解答しようとも結論が間違っている訳ですから、その解答は0点です。特に慎重にチェックしましょう。

また、次のような語尾の言い回しを間違えると、0点ではありませんが減点の対象です。とにかく、結論は大事！

- | | |
|---|-----------------|
| { | ～しなければならない…義務規定 |
| | ～できる …任意規定 |

- | | |
|---|---|
| { | ～とする……本来そのように取り扱っておかしくないものにつき、制度としてそのように決める場合に用いる |
| | ～とみなす…本来そうでないものにつき、擬制的にそのように取り扱う場合に用いる |

《具体例》消費税法 理論マスター1-1 国内取引の課税の対象

(2) ②ロ 資産の譲渡等（土地収用法等）

土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

(5) 資産の譲渡とみなす行為

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

Point 3 その他チェックしておきたいもの

(1) キーワード（税法用語）

理論を何題か覚えていると、以前覚えた理論と同じ用語が用いられていることがあります。それが「キーワード（税法用語）」です。条文の中で何らかの形で定義された、意味のある1まとまりの用語をキーワード（税法用語）として、そのまとまりごとにチェックをすることで、規定の内容を理解しやすく、文章が頭の中に入りやすくなります。また、答案そのものの完成度も上がり、印象がよくなります。

※ キーワードの見つけ方

- ① 理論集に「定義」「用語の意義」として掲載されているもの
- ② 理論集の文章中、注書きやカッコ書き（「〇〇（…をいう。）」）、「〇〇とは、…」と補足説明されているもの
- ③ その他、複数の理論でよく用いられている、まとまりのある言葉

(2) 接続詞、指示語

- ① 日常用いられる接続詞も、その位置づけを理解しておく、文章の内容理解につながります。

「又は」「若しくは」…英語では「or」の意味ですが、「又は」の方が大きな接続に使います。

「及び」「並びに」…英語では「and」の意味ですが、「並びに」の方が大きな接続に使います。

《具体例》消費税法 理論マスター1-1 資産の譲渡等の意義

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

資産の譲渡、 資産の貸付け、	} + 役務の提供

- ② 「〇〇で、～もの」…この「もの」は「で」の前の名詞「〇〇」を指します。

《具体例》相続税法 理論マスター1-1 相続税の居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した個人[□]その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの[□]

(3) 基準をあらわす用語

「以上」「以下」「超」「未満」といった基準値を表す言葉や、「経過する日」「経過した日」「翌課税期間」「2年前の日の前日」「課税期間の末日の翌日」といった基準日をあらわす言葉は、一円あるいは一日ズレるだけで大きく取扱いが変わるところですので、チェックしておく必要があります。

Point4 計算との関連づけ

手続規定は別として、規定の内容などについては計算の内容と関連づけることも内容理解に役立ちます。そうすれば単なる文章が色づけられて各論点のイメージが湧きやすく、理論の定着が図りやすくなります。また、事例問題などにも役に立ちます。

さて、ここで基本作業をまとめてみましょう。

《具体例》法人税法 理論マスター6-10 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

青色申告書を提出する中小企業者等が取得等し、/ かつ、事業の用に供した減価償却資産で、/ その取得価額が30万円未満であるもの（取得価額が10万円未満であるもの）及び上記2.又は3.等の適用を受けるものを除く。
基準値 基準値 「で」の前の「減価償却資産」をさす
以下「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、/ その取得価額相当額につき、/ その事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理をしたときは、/ その損金経理をした金額は、/ その事業年度の損金の額に算入する。
前提1 前提2 結論

（注）その事業年度の少額減価償却資産の取得価額の合計額が / 年300万円を超えるときは、/ その取得価額の合計額のうち / 年300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を / 限度とする。
基準値

部分はキーワード、「/」部分が文章の区切りです。

Ⅱ 暗記作業を進めるステップ

【ステップ3】条文を暗記する。

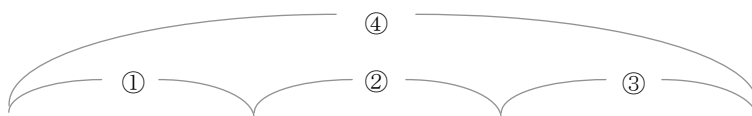
暗記の基本作業が終了したら、いよいよ暗記です。覚える理論の内容を大づかみしているので、ひたすらに暗記をすすめているつもりでも、ただやみくもに覚えている、ということにはならなくなっていますので、ただひたすらに覚えることを考えましょう。

よく、「理解してから暗記しようとするとなかなか暗記をはじめられない」という声を聞きますが、まずは基本作業で十分です。何度も覚えているうちに理解が深まり、計算項目であれば計算を繰り返すうちに理解が深まる側面もありますから、悩む前に行動してみましょう。

ここで、文章の長いものは、次のような方法で覚えてみてはいかがでしょうか。

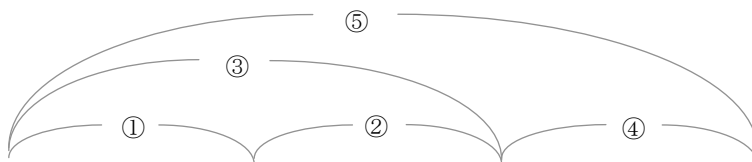
(1) 一文をいくつかの区切って暗記する方法

【パターン1】



①を覚える → ②を覚える → ③を覚える → ①～③を通して覚える (④)

【パターン2】



①を覚える → ②を覚える → ①②を通して覚える(③) → ④を覚える → ①②④を通して覚える(⑤)

この、文章の区切り方も、いくつか考えられます。《具体例》 消費税法 理論マスター1-1 みなし譲渡)

《その1》内容の異なるごと（前提、結論など）に区切る方法

法人が /←主語

資産をその役員に譲渡した場合において、 /←前提1

対価の額が譲渡時の資産の価額に比し著しく低いときは、 /←前提2

その価額に相当する金額を対価の額とみなす。←結論

《その2》文章の区切りのよいところ（文節など）で区切る方法

法人が /
資産を / その役員に / 譲渡した場合において、 /
対価の額が / 譲渡時の資産の価額に比し / 著しく低いときは、 /
その価額に相当する金額を / 対価の額とみなす。

(2) 文章の骨格となる部分をまず覚え、後から修飾部分を補う方法

「カッコ書き」「注書き」「…で～もの」といった表現で修飾される部分を、最初は飛ばして骨格となる部分を覚え、後から挿入する形で覚える方法です。

結論がしっかりと押さえられるので内容を理解しやすく、結論を間違える、といった大失点を防ぐことができます。

《具体例》法人税法 理論マスター5-1 受取配当等の益金不算入

(理論マスター)

内国法人が配当等の額を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額にあってはその配当等の額の50%相当額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあっては、その配当等の額の20%相当額）は、各事業年度の益金の額に算入しない。



(分解してみると)

内国法人が配当等の額を受けるときは、その配当等の額[▲]は、各事業年度の益金の額に算入しない。

(完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額にあってはその配当等の額の50%相当額とし、 /
非支配目的株式等に係る配当等の額にあっては、その配当等の額の20%相当額)

【ステップ4】暗記した理論を定着させる。

一度覚えた理論も、時間がたてば忘れてしまうものです。定着には繰り返しが最良です。

詳しくは5で触れていきます。

5 繰り返しの重要性

一度覚えてた理論、テストでは無事を書けたものの、次の理論を覚え始めたり、暗記題数が増えてくると、以前覚えた理論を忘れてしまいます。人間だもの、これは致し方ないことです。

そこで、次のステップとして、暗記したものをどう定着させるか、という点を考えていきましょう。

1 暗記の完成度は忘れた回数に比例する

暗記理論は、繰り返し覚えることによって、覚えた回数に比例して定着できます。逆にいうと、忘れた回数、覚えるわけですから、忘れた回数に比例する、とも言われています。また、2回目の暗記は、1回目よりも早く覚えられるようになり、また、回数を重ねるごと、書くスピードも速くなります。「書く手が追いつかない!」と思える程度のスピードになればしめたものです。まずは忘れることを恐れず、理論を1題ずつ暗記していきましょう。

2 鉄は熱いうちに打て!

さて、突然ですが、昨日の夕食のメニューは何でしたか?一昨日は、その前は…一週間前は?

一昨日まではすぐに浮かぶけれど、その前は…、というように、時間がたてば記憶は曖昧になってきます。

でも、一昨日は忘れてしまったけれど、先週の金曜日なら覚えている!飲み会だったから、とか、月曜日は残業だったからコンビニ弁当だった、というように、古くても覚えていることもあります。

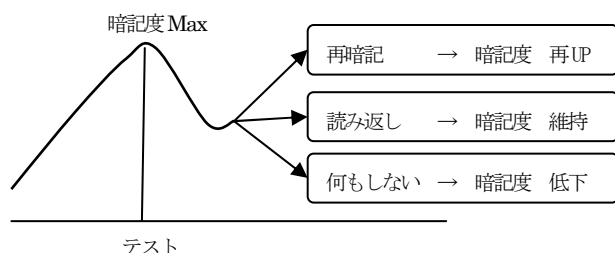
ここから、暗記の定着に必要なエッセンスがわかります。

Point 1 間隔を空けすぎない

時間がたてばたつほど、記憶は薄れていきます。読み返すだけでも効果は全然異なります

Point 2 関連付けが効果的

たとえばテストで間違えてしまったところは、読み返すと「ここ減点された」といった記憶がよみがえり、次からは覚えられたりします。また、基本作業でチェックをした箇所は、その書きこみや、マーカーを引いた理論集のページが目に残っていると、定着がよくなり、試験で「ど忘れ」してしまっても、思い出しやすくなります。



6 合格答案は見た目が大切

理論暗記は、合格答案を作成するために行うものです。せっかく覚えた理論ですから、なるべくマルをもらいやすい答案を心掛けたいものです。何も美文字である必要はありません。限られた時間の中で解答する訳ですから、多少文字が乱雑になってしまっても致し方ありません。

では、どの程度の答案であれば読みやすい、マルをもらいやすい答案なのでしょうか

《Point》① 段落やタイトルを設けており、見やすい

② 条文（理論集）に沿った解答ができています。

③ 訂正していても読みやすい。

なお、合格答案を作成する最大のポイントは「心」です。採点は人が行うもの。「自分の答案を読んでください！成果をみてください」という気持ちを込めて書くことで、自然と読みやすい答案ができるものです。

具体例 法人税法第22条「益金の額」について（法人税法 理論マスター2-1）

1 益金の額
益金 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めのあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他 他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

（良くない例） 大きすぎる、又は小さすぎる。さらにタイトルや改行がない

益金 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額 は、別段の定めのあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務 の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。
--

（良くない例） 強いクセ字

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めのあるものを除き、資産の販売、有償又は 無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。
--

7 おわりに

いかがでしたでしょうか。

本セミナーをきっかけに、少しでも「暗記を頑張ろう！」という気持ちが増していただければ幸いです。

さすがに、理論暗記自体を代わることはできませんので、ここからは皆さんの努力次第です。苦しいかもしれません。これをきっかけに楽しいと感じるかもしれません。

でも、どんなに苦しくても、最後に皆さんを支えるのは、皆さんが目指すものへの思いです。

「合格して税理士になるゾ！」という気持ち、これが皆さんを支えます。

努力は人を裏切りません。

合格を目指して、ぜひ、頑張ってください。

《付 録》

学習計画表

	月	火	水	木	金	土	日
4:00							
5:00							
6:00							
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
23:00							
24:00							
1:00							
2:00							
3:00							
4:00							